厚生労働省発生食1013第1号 令 和 2 年 10月 13日

薬事・食品衛生審議会 会長 橋田 充 殿

諮 問 書

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第12条及び第13条第1項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

- 1. DL-酒石酸カリウムの添加物としての指定の可否について
- 2. DL-酒石酸カリウムの添加物としての規格基準の設定について
- 3. キチングルカンの添加物としての指定の可否について
- 4. キチングルカンの添加物としての規格基準の設定について
- 5. 亜硫酸水素アンモニウム水の添加物としての指定の可否について
- 6. 亜硫酸水素アンモニウム水の添加物としての規格基準の設定について
- 7. ビニルイミダゾール・ビニルピロリドン共重合体の添加物としての指定の可否について
- 8. ビニルイミダゾール・ビニルピロリドン共重合体の添加物としての規格 基準の設定について